

介護職員確保定着促進事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	健康福祉部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策2 高齢者もその家族も安心して暮らせる社会の実現						
	目的	在宅医療・在宅介護サービスの充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現に向けた取り組みを推進する。						
	目標指標（R2）	高齢者の生活支援・介護予防を担う地域の拠点の創設数（累計）		R2年度まで100箇所				
	策定時の実績	10箇所（H28年度）	現状	33箇所（H29年度）	主要事業	高齢者が地域でいきいきと生活できる環境の整備		
事業名	介護職員確保定着促進事業費			担当課・担当	健康長寿推進課 事業指導担当			
事業開始年度	平成28年度			事業終了（予定）年度	未設定			
事業の目的（目指す姿を3行程度で簡潔に）	介護分野での人材不足が予測される中、介護サービスを支える介護人材の確保のため、介護福祉士を目指す学生等に対して学費等の貸し付けを行う。							
事業概要（5行程度で簡潔に）	介護福祉士の資格取得を目指し養成施設に在学する学生や実務研修を受講する介護職員のほか、再就職を希望する離職した介護職員に対し、学費・受講費・準備資金の貸し付けを行う。一定期間県内介護事業所等で就労することで返還を免除する。山形県社会福祉協議会を実施主体とし、財源は国が9/10を、県が1/10を負担する。なお、国庫分は平成29年度までに支出済み。県分を各年度ごと予算化し支出する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由：国庫補助事業。							
予算額・決算額（単位：千円）	費目（予算見積書のグループ名）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	介護職参入促進事業	52,298	7,139					
	計	52,298	7,139	0	0	0		
財源内訳（単位：千円）	国庫支出金	45,696						
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	6,602	7,139					
	計	52,298	7,139	0	0	0		
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	介護福祉士養成施設在学学生への修学資金延べ貸与者数	活動実績	人	38	60			
		当初見込み	人	51	91	129	165	-
成果指標及び成果実績（アウトカム）	成果指標（所管部局の分析）		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	介護職員数（介護福祉士の資格を持つ新規参入職員の確保により、介護職員の定着・離職防止に繋がり、介護職員の増に寄与する。）	成果実績	人	19,719	-			
		目標値	人	18,500	19,000	19,500	20,000	-
		達成度	%	107%	-			
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護アシスタント就労支援事業 ・介護職員初任者研修受講支援事業 ・介護職員相談窓口委託事業 ・若手介護職員交流促進事業 ・介護人材確保対策連携促進事業 ・次世代介護リーダー育成事業 ・介護のお仕事プロモーション事業 							

事業目標の考え方(事業目標設定時)

少子高齢化が進展する中、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に向けて、介護人材の確保が喫緊の問題となっていることから、介護人材の確保に向け、「山形県介護職員サポートプログラム」を策定し、「理解促進」、「育成・確保」、「定着・離職防止」、「介護技術・知識向上」、「雇用環境の改善」の5本の柱を軸に、関係機関・団体の連携・協働により総合的かつ一体的な介護職員支援策を展開しているところである。

本事業目標は、全国的に介護人材が不足とされている状況と、県での介護人材の確保に係る取組みを勘案して設定している。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	将来不足することが見込まれる介護職員の確保は、介護サービスを安定的に供給する上で重要であり、優先度が高い事業であるとともに、県が実施すべき事業である。 本事業により、介護福祉士の養成が推進されれば、県内における介護職員の確保に寄与する。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	B	活動実績については、当初の見込みを下回った。 補助対象事業の経費については、介護福祉士の修学資金及びその事業貸付金の管理に要する費用に限定しており、必要不可欠な費用となっている。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割 妥当性 分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	修学資金の貸付については、県社会福祉協議会との連携し、役割分担をしながら実施している。
今後 改善の 点課題	介護業界への入職を希望する若い方への働きかけを行い、介護福祉士修学資金の利用者数の増加を図りながら、今後ますます不足することが見込まれる介護職員の確保に向け、当該事業を継続的に実施する。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー: 該当しない